

相続税の最高税率引上げに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十八日

若林健太

参議院議長 西岡武夫 殿



相続税の最高税率引上げに関する質問主意書

相続税の最高税率は、議論の末、平成十五年に五十パーセントへの引下げが行われ、所得税の最高税率と合わせることとなつた。五十パーセントを最高税率とした平成十五年度税制改正などの議論の経過を踏まえて、今回、相続税の最高税率を引き上げることとした根拠及び五十五パーセントとした論拠は何か。政府の見解を示されたい。

右質問する。

